

令和2年4月27日

野洲市における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援策について

1. 特別定額給付金事業（国制度）

基準日（令和2年4月27日）に市の住民基本台帳に記録されている者すべてに一律10万円を給付。受給権者は給付対象者の属する世帯の世帯主

【申請方法】

郵送、オンライン（マイナンバーカード利用）、（やむを得ない場合窓口で受付）

【野洲市受付期間】

（予定）令和2年6月1日（月）～同年8月31日（月）

【作業スケジュール】

システム調達、構築 ～5月中旬

申請書発送 5月下旬～

給付決定 6月から順次

【市民への広報】

市ホームページ・広報への掲載、自治会への回覧等機会を捉えて実施。

【概算総事業費】

51億6,519万5千円 ※全額国費対象で市補正予算は専決予定

【配慮事項】

DV、国外居住者、口座を有しない人、口座情報の誤記、高齢者、障がい者等対応

2. 3つの生活支援緊急給付金（市独自の上乗せ・横出し）

制度のねらい

新型コロナウイルスの影響による就労や事業状況の悪化等により、当座の生活資金が枯渇し、厳しい状況にある市民に対し速やかに現金給付を行う。

特別定額給付金や生活福祉資金貸付制度での特例貸付までの「つなぎ」としての機能

特に子育て家庭への支援を強化する

既存の制度を活用して申請者及び事務の負担軽減とスピード及び効率性の確保

メニュー① 生活支援緊急給付金（既存制度活用型）

【支給額】 1世帯1回支給

制度対象世帯当たり30,000円及び制度対象である子1人につき10,000円を加算

想定対象世帯等：375 世帯 549 人

(児童扶養 284 世帯 425 人)(就学援助 91 世帯 124 人)

【制 度】就学援助及び児童扶養手当制度を活用し、上乗せする

【メリット】受給の意思確認は行いうが、申請不要、口座情報もあり、早く給付可能

【そ の 他】通知文書発送 4 月 28 日(火) 振込予定日 5 月 14 日(木)

メニュー② 生活支援緊急給付金(つなぎ資金型)

【支 給 額】貸付制度申請者に対し 1 回支給 30,000 円

【制 度】生活福祉資金貸付制度の貸付までのつなぎ資金として即座に給付する

【メリット】即座の現金給付

【そ の 他】令和 2 年 3 月 25 日(水)～7 月 31 日(金)までに貸付申請者が対象

メニュー③ 生活支援緊急給付金(住宅支援型)

【支 給 額】住居確保給付金制度の区分及び額を準用する

【制 度】住居確保給付金制度を参考に、既存制度対象に市独自に住宅手当(3 か月(年度末まで))を支給する。

【メリット】大学生・専門学校生等の学生、求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金等を受給している人、児童扶養手当・児童手当等の収入認定により基準をこえる人、過去に住居確保給付金を受給した人、不安定雇用による減収等の証明ができない人など、住居確保給付金制度で対象外となる人に支給

【概算総事業費】 29,712 千円

※市財政調整基金を財源とする補正予算は専決予定。国交付金が明らかになった時点で活用予定。

【そ の 他】令和 2 年 5 月 1 日(金)受付開始

3. その他

(1) 県「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」への上乗せ

【対 応】行わない

【理 由】生活支援への対策を中心に行い、必要に応じて有効な独自対策を行う。

(2) 野洲市市内飲食店テイクアウト広告事業への支援

【対 応】商工会の要望に応じてテイクアウトの取組みに対して事業費の 2/3 を補助

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 2 年 4 月 27 日
担 当 部 課	総務部 総務課
担 当 者	辻、江口
連絡先電話番号	077-587-6038 (2496)

特別定額給付金事業の概要について

【事業の目的】

本事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」をすべての市民へ給付するものです。

【給付対象及び受給権者】

(1) 給付対象者

- ・基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
※住民票消除者でも、基準日以降に再登録された者は可
- ・基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者及びその同伴者（申し出要）

(2) 受給権者

- ・給付対象者の属する世帯の世帯主

(3) 基準日

- ・令和 2 年 4 月 27 日

【給付額】

- ・世帯構成員 1 人につき 10 万円として算出される額

【申請方法】

- ・郵送による申請（やむを得ない場合は窓口で受付）
- ・オンライン申請（マイナンバーカード保持者のみ「マイナポータルサイト」）

【受付及び給付開始日】

(1) 受付開始日（予定）

- ・令和 2 年 6 月 1 日（月）

(2) 申請期限（予定）

- ・令和 2 年 8 月 31 日（月）

【事業スケジュール】

5月	6月	7月	8月	9月
周知（ホームページ、市広報、自治会回覧等随時）				
システム構築				
申請書作成・送付				
	申請書受付期間			
	支給決定（振込）期間			

- ・システム調達、構築 ～5月中旬
 - ・申請書発送 5月下旬～
 - ・給付決定 6月から順次
- ※現時点での想定であり、今後、細部を調整していきます。

【市民への周知】

- ・市のホームページ・広報への掲載、自治会への回覧等機会を捉えて実施。

【総事業費】

総額 51億6,519万5千円 ※全額国費対象

《内訳》

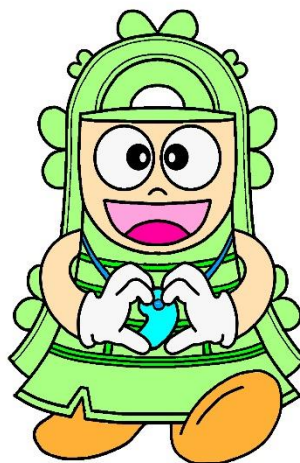
- ・特別定額給付金 51億1,760万円
- ・事務費（概算） 4,759万5千円
 - ・業務パッケージシステム導入、環境構築
 - ・封筒（送付・返送）印刷
 - ・申請書通知、支給決定通知郵送料
 - ・口座振込手数料
 - ・人件費 等

※積算は、令和2年4月1日現在（20,499世帯、51,176人）

※事務費は、国から示された補助目安額で計上

提 供 年 月 日	令和2年4月27日
担 当 部 課	市民部、健康福祉部、 教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大に 伴う緊急支援策（案） ～3つの生活支援緊急給付金～



はじめに

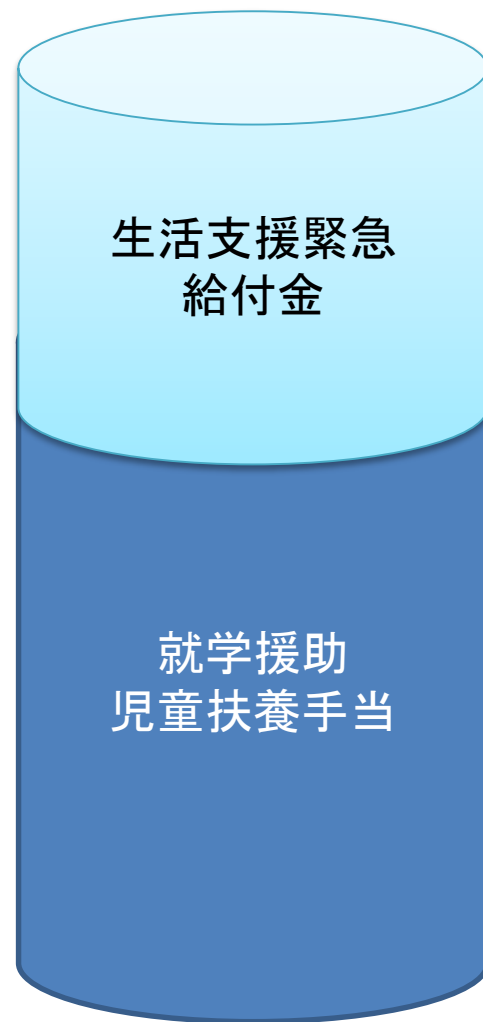
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、経済活動を自粛せざるを得ない状況にある
- 自粛を行うことにより、雇用が不安定となり、また事業が困難になるなど、収入が減少した(する)市民が少なくない
- 市として、厳しい状況に置かれている市民の生活支援を早急に行うために、当面、市の財政調整基金を活用し施策を行うが、国の交付金が明らかになった時点で活用する。
- 支援の枠組みとしては、既存の制度を活用し速やかに、かつ効率的に対応する。



生活支援緊急給付金

メニュー①：既存制度活用型

- 既存制度で抽出が完了している層の対象者に対し支給する
- 1世帯1回支給 30,000円
(子1人につき 10,000円加算)
- 就学援助、児童扶養手当制度を活用する
- メリット：申請行為がなく、口座情報もあり、一番早く給付を行うことができる





生活支援緊急給付金

メニュー②:つなぎ資金型

- 社会福祉協議会で受け付けている生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金等）の申請者に対し、その貸付までのつなぎ資金として即座に給付する
- 貸付制度申請者に対し1回支給 30,000円

▽参考:緊急小口資金（一時的な生活維持のため）

- － 個人10万円、学校等の休業等の特例20万円以内
- － 緊急小口資金貸付利用者31人（4/23時点）

生活支援緊急給付金（生活福祉資金貸付までのつなぎ）

生活福祉資金貸付（緊急小口資金等）

特別定額給付金（10万円）

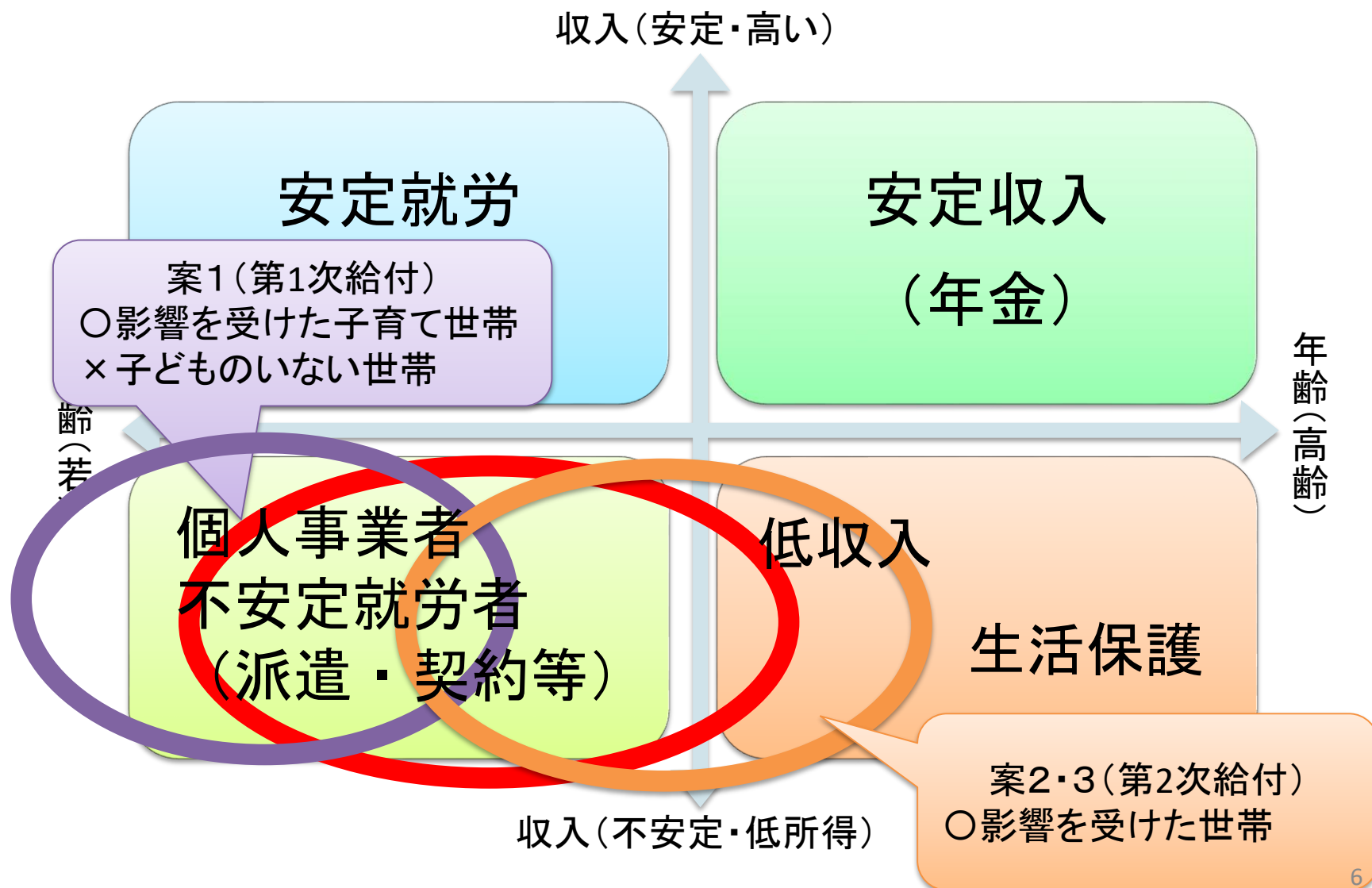
生活支援緊急給付金

メニュー③:住宅支援型

- ❑ 住居確保給付金制度では対象外となる人
 - ・大学生・専門学校生等の学生
 - ・求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金等を受給している
 - ・児童扶養手当、児童手当等の収入認定により基準をこえる
 - ・過去に住居確保給付金を受給したことがある
 - ・日払いなどの不安定雇用による減収等の証明ができないなど
- ❑ 仕組み:住居確保給付金の仕組みを参考に、既存の住居確保給付金では対象にならない人に対し、市が独自に住宅手当(3か月(年度末まで))を支給する。
- ❑ 支給額:住居確保給付金の支給額に準ずる
- ❑ メリット:現行制度で対応できない市民を救済できる



3つの生活支援緊急給付金制度



予算案

生活支援緊急給付金(29,712千円)

- メニュー①:既存制度活用型
 - 児童扶養手当分:扶助費 17,112,000円
(284世帯 × 30,000円 + 425人 × 10,000円)
 - 就学援助分:扶助費 3,858,400円
(91世帯 × 30,000円 + (124人 × 10,000円) × 1.3)
 - メニュー②:つなぎ資金型
 - 扶助費 6,000,000円
(1人 30,000円 × 200人)
 - メニュー③:住宅支援型
 - 扶助費 3,600,000円
(1世帯 40,000円/月 × 支給月数3か月 × 30世帯)
- ▽全体事務費 3,000,000円

参考

生活困窮者自立支援法 住居確保給付金とは

離職・廃業や減収等による困窮者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、野洲市市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額： 家賃額 － （ 月の世帯の収入合計額 － 基準額 ）

※ 支給額の上限：単身35,000円 2人 42,000円 3人 46,000円など

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能です）

支給方法：大家等へ代理納付